

事後審査型条件付き一般競争入札を執行するので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6の規定に基づき次のとおり公告する。

足利市長 早川 尚秀

## 1 入札に付する事項

物 件 名	令和8年度介護保険料額決定通知書一式
納 入 場 所	足利市役所 604会議室
納 品 期 限	令和8(2026)年6月30日（火） 午前中
調達物品概要	令和8年度介護保険料額決定通知書一式の作成（封入封緘を含む） ①令和8年度介護保険料額決定通知書（特別徴収、口座振替用）：47,000部 ②令和8年度介護保険料額決定通知書・介護保険料納付書兼納入済通知書(普通徴収、併用徴収用)：4,400部 ③介護保険料通知用窓付封筒：56,000枚
予 定 価 格	2,748,050円(消費税抜き)
低入札調査基準価格又は最低制限価格の設定	設定しない
契 約 保 証 金	免除

## 2 入札に参加できる者に必要な資格要件等

公告日現在から開札日当日において、足利市の令和8・9年度物品購入・業務委託等認定業者名簿の業種区分「001001:印刷」の内、営業品目「⑥OCR帳票」に登録がある業者で、法人にあっては関東地区内に本店又は営業所、個人にあっては関東地区内に居住しており、かつ次の要件を満たしている者であること。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当しないこと。
- (2) 地方自治法施行令第167条の4第2項の規定に基づく足利市の入札参加制限を受けていないこと。
- (3) 足利市競争入札参加者指名停止要領に基づく指名停止期間中でないこと。
- (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団若しくは同条第6号に規定する暴力団員又は足利市暴力団排

- 除条例（平成24年足利市条例第22号）第6条に規定する密接関係者でないこと。
- (5) 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成11年法律第147号）に基づく処分の対象となっている団体及びその構成員でないこと。
- (6) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立がなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立がなされている者（ただし、会社更生法に基づく更生計画又は民事再生法に基づく再生計画について、裁判所の認可決定を受けた者を除く。）でないこと。
- (7) 国税（消費税等を含む）及び地方税を滞納していないこと。

### 3 競争入札参加手続等

- (1) 事後審査型条件付き一般競争入札に参加を希望する者は、あらかじめ次により参加を申請することとし、入札参加資格を確認するための書類は、落札者とするための審査の必要がある者から開札後に提出を求めるものとする。

入札参加申請書類	事後審査型条件付き一般競争入札参加申請書（以下「入札参加申請書」という。）
入札参加申請書交付方法	足利市ホームページからのダウンロードとする。 <a href="https://www.city.ashikaga.tochigi.jp">https://www.city.ashikaga.tochigi.jp</a>
入札参加申請書提出期限等	令和8年4月17日 午後4時30分まで（「足利市の休日を定める条例」に規定する休日（以下「市の休日」という。）を除く。） 提出場所：足利市役所行政経営部契約管財課（本庁舎6階） 提出時間：午前9時00分から午後4時30分まで（正午から午後1時までを除く。） 提出方法：持参、郵送、メール いずれの方法も令和8年4月17日、午後4時30分必着とする。

- (2) 提出期限までに入札参加申請書を提出した者は、原則として当該入札に参加できるものとする。
- (3) 参加申請書を受領した際に、受領確認通知を交付する。

#### 4 仕様書

仕様書の閲覧	本公告日から開札日まで	足利市ホームページからのダウンロードとする。 <a href="https://www.city.ashikaga.tochigi.jp">https://www.city.ashikaga.tochigi.jp</a>
仕様書に関する質問	令和8年4月20日まで（市の休日を除く。）に書面により提出	質問書の配付は、足利市ホームページからのダウンロードとする。 提出場所：足利市役所行政経営部契約管財課 提出時間：午前9時00分から午後4時30分まで 提出方法：事前に電話連絡の上、メール又はFAXにて送信すること。 電話：0284-20-2119 FAX：0284-22-0550 mail：keiyakukanzai@city.ashikaga.lg.jp
仕様書に関する質問の回答	令和8年4月22日までに足利市ホームページに掲載	

#### 5 現場説明会：行わない

#### 6 最低価格 設定しない

#### 7 入札及び開札の日時及び会場

日時	令和8年4月24日 13時30分 即時開札 入札書及び積算内訳書の配付は、足利市ホームページからのダウンロードとする。
場所	足利市役所 入札室（本庁舎5階）

- (1) 入札に際しては、地方自治法、地方自治法施行令及び足利市契約規則等を遵守するとともに、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律等に抵触する行為をしないこと。
- (2) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に、当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- (3) 提出した入札書等は、撤回又は差し替えをすることはできない。
- (4) 開札の結果、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札候補者とし、その者から徴取した入札参加資格確認書類の審査の結果、入札参

加資格要件を満たしている場合には、当該落札候補者を落札者とする。資格要件を満たしていない場合には、次順位者から順次審査を行い適格者が確認できるまで行うものとする。

(5) 代理人により入札する場合は、委任状を提出しなければならない。

## 8 入札の辞退

入札参加申請者は、入札を辞退することができるものとする。

(1) 入札を辞退する場合には、当該入札開始前までに辞退の届を次の方法により提出するものとする。

### ①提出方法

郵送、持参、FAX(0284-22-0550)、又はメール (keiyakukanzai@city.ashikaga.lg.jp)

### ②提出先

〒326-8601 足利市本城3丁目2145番地

足利市役所 行政経営部 契約管財課 (本庁舎6階)

(2) 郵送する封筒には、次の事項を記載するものとする。

### ①表面に記載する事項

- ・ 辞退届在中
- ・ 開札年月日
- ・ 物件名

### ②裏面に記載する事項

- ・ 差出人の住所、商号又は名称、代表者の氏名、電話番号及びFAX番号

(3) 辞退の届には、次の事項を記載するものとする。(辞退届はホームページからのダウンロードとする。)

### ①辞退する「案件名」、「納入場所」

### ②開札年月日

### ③辞退理由

(4) 提出した辞退届は、撤回することができない。

## 9 積算内訳書

(1) 入札に際し、入札書に記載される入札金額に対応した積算内訳書を提出すること。積算内訳書の配付は、ホームページからのダウンロードとする。

(2) 積算内訳書は、入札書を提出する際に同封すること。

## 10 入札保証金：免除

11 契約保証金：免除

12 前金払い：無

13 入札参加資格の確認等

(1) 入札参加資格確認手続

開札後に、落札者とするための入札参加資格の確認を行うので、落札候補者は次により、入札参加資格確認の審査を受けなければならない。

① 確認申請書類

ア 事後審査型条件付き一般競争入札参加資格要件確認申請書

イ 事後審査型条件付き一般競争入札参加資格確認書類

② 確認申請書類の配付等

上記①アの配付は、足利市ホームページからのダウンロードを原則とする。

上記①イのうち、暴力団等の排除に関する誓約書の配布は足利市ホームページからのダウンロードを原則とする。

(2) 入札参加資格確認書類の提出期限、提出場所及び提出方法

① 提出期限

事後審査型条件付き一般競争入札参加資格要件確認申請書及び入札参加資格確認書類（以下「確認申請書等」という。）の提出を求められた日の翌日から起算して2日以内（市の休日を除く。以下同じ。）とする。

② 提出場所：足利市行政経営部契約管財課（本庁舎6階）

③ 提出方法：持参、郵送、メール

いずれの方法も令和8年4月28日、午後4時30分必着とする。

(3) 入札参加資格の確認に基づく落札の可否については、5月11日までに通知する。

(4) 落札候補者は、入札参加資格を有すると認められなかった場合は、前項の通知を受けた日の翌日から起算して2日以内に、その理由について書面で問い合わせることができる。

(5) 落札候補者が提出期限内に(1)に定める確認申請書等を提出しないときは、当該落札候補者のした入札は効力を失う。

14 契約書の作成：要する。

15 契約条項を示す場所

契約書及び入札を定めている足利市契約規則等については、足利市ホームページにて閲覧できる。

## 16 入札の無効

- (1) 次のいずれかに該当する場合は、当該入札者の入札を無効とする。
- ① 入札参加資格のない者が行った入札
  - ② 同一の入札について2人以上の代理をした者が行った入札
  - ③ 同一の入札について他の入札者の代理をした者が行った入札
  - ④ 同一の入札について同一の入札者が2通以上行った入札
  - ⑤ 入札書の記載事項が不明瞭で判読できない入札
  - ⑥ 入札書に記載した金額を訂正した入札及び入札書に記名をしないで行った入札
  - ⑦ 他の入札者の代理人又は数人が共同して行った入札
  - ⑧ その他、入札に関する条件に違反して行った入札
- (2) 入札参加申請書を提出した者であっても、第2項に掲げる資格のない者の行った入札は無効とする。
- (3) 次のいずれかに該当する場合は、失格とする。
- ① 入札開始時に、入札会場に本人又は代理人が不在の場合
  - ② 入札書に記載の金額が予定価格を上回る場合

## 17 同価入札

最低価格入札者が2者以上になった場合には、落札候補者の決定を保留した上で、直ちに、くじにより落札候補者を決定するものとする。なお、当該入札者のうち、くじを引かない者があるときは、これに代えて当該入札に関係のない職員がくじを引くものとする。

## 18 その他

上記に定めのないものは、地方自治法（昭和22年法律第67号）及び地方自治法施行令並びに足利市契約規則によるものとする。